

令和2年

市議会11月定例会議案

掛川市

目 次

議案第122号	令和2年度掛川市一般会計補正予算（第9号）について	1
議案第123号	令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	9
議案第124号	令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について	13
議案第125号	令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	17
議案第126号	令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）について	21
議案第127号	令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について	23
議案第128号	令和2年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について	25
議案第129号	令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第2号）について	27
議案第130号	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	29
議案第131号	掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について	33
議案第132号	掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	37
議案第133号	掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について	41
議案第134号	掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の一部改正について	47
議案第135号	掛川市公共下水道事業負担金条例等の一部改正について	49
議案第136号	掛川市火災予防条例の一部改正について	57
議案第137号	字の区域の変更について（板沢地区）	61
議案第138号	掛川市道路線の認定について	65
議案第139号	掛川市道路線の変更について	73
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ききょう荘）	75
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について（森林果樹公園）	77
議案第142号	専決処分の承認を求めることについて（反訴の提起）	79

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189,393千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,820,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 215,984	千円 170	千円 216,154
	1 分担金	11,494	170	11,664
14 使用料及び手数料		595,138	16,910	612,048
	1 使用料	387,471	16,910	404,381
15 国庫支出金		19,961,613	31,806	19,993,419
	1 国庫負担金	3,298,952	6,980	3,305,932
	2 国庫補助金	16,636,348	24,826	16,661,174
16 県支出金		4,017,208	8,974	4,026,182
	1 県負担金	1,965,039	6,370	1,971,409
	2 県補助金	1,792,556	△15,656	1,776,900
	3 委託金	259,613	18,260	277,873
19 繰入金		1,878,024	101,598	1,979,622
	1 基金繰入金	1,878,024	101,566	1,979,590
	2 特別会計繰入金	0	32	32
21 諸収入		2,778,218	15,635	2,793,853
	5 雑入	1,270,840	15,635	1,286,475
22 市債		4,771,700	14,300	4,786,000
	1 市債	4,771,700	14,300	4,786,000
歳 入 合 計		64,630,847	189,393	64,820,240

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 250,063	千円 △1,685	千円 248,378
	1 議会費	250,063	△1,685	248,378
2 総務費		17,535,347	112,605	17,647,952
	1 総務管理費	16,550,016	28,818	16,578,834
	2 賦課徴収費	527,529	86,139	613,668
	3 戸籍住民基本台帳費	358,307	1,230	359,537
	4 選挙費	11,884	484	12,368
	5 統計調査費	49,635	92	49,727
	6 監査委員費	37,976	△4,158	33,818
3 民生費		16,356,276	145,146	16,501,422
	1 社会福祉費	6,555,271	45,857	6,601,128
	2 児童福祉費	9,122,846	85,621	9,208,467
	3 生活保護費	662,215	13,668	675,883
4 衛生費		5,260,585	25,120	5,285,705
	1 保健費	2,932,115	11,893	2,944,008
	2 衛生費	276,072	10,626	286,698
	3 清掃費	2,052,398	2,601	2,054,999
6 農林水産業費		1,447,080	△21,533	1,425,547
	1 農業費	548,204	△13,909	534,295
	2 農地費	751,230	△5,463	745,767
	3 林業費	147,615	△2,161	145,454
7 商工費		2,531,082	5,848	2,536,930
	1 商工費	2,531,082	5,848	2,536,930
8 土木費		5,880,392	△12,324	5,868,068
	1 土木管理費	258,993	45,474	304,467
	2 道路橋梁費	1,947,622	△34,830	1,912,792

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	2,299,220	△14,064	2,285,156
	5 住宅費	361,429	△8,904	352,525
9 消防費		1,545,778	18,137	1,563,915
	1 消防費	1,545,778	18,137	1,563,915
10 教育費		6,596,590	△81,921	6,514,669
	1 教育総務費	323,257	△4,469	318,788
	2 小学校費	1,660,694	△13,747	1,646,947
	3 中学校費	453,610	302	453,912
	4 幼稚園費	1,671,118	△36,440	1,634,678
	5 社会教育費	945,872	△18,453	927,419
	6 保健体育費	1,542,039	△9,114	1,532,925
歳 出 合 計		64,630,847	189,393	64,820,240

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	三井幹線改良事業	46,500

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
土地情報システムデータ更新等包括委託	自 令和 2 年度 至 令和 5 年度	347,337
配食サービス事業委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	21,797

第4表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
農林水産債 (200増)	農業農村整備事業 (200増)	58,400	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。			
		58,600						
土木債 (14,100増)	公共道路事業 (22,100増)	111,500						
		133,600						
	歩道改良事業 (△8,000減)	125,900						
		117,900						
合計 (14,300増)		4,771,700						
		4,786,000						

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,080千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,196,664千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 1,058,644	千円 △1,080	千円 1,057,564
	1 一般会計繰入金	806,651	△1,080	805,571
歳 入 合 計		12,197,744	△1,080	12,196,664

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 161,484	千円 △1,080	千円 160,404
	1 総務管理費	121,384	△1,278	120,106
	2 徴税費	36,423	198	36,621
歳 出 合 計		12,197,744	△1,080	12,196,664

令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,318,263千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 272,425	千円 10,874	千円 283,299
	1 一般会計繰入金	272,425	10,874	283,299
歳入合計		1,307,389	10,874	1,318,263

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 28,672	千円 4,511	千円 33,183
	1 総務管理費	25,315	2,569	27,884
	2 徴収費	3,357	1,942	5,299
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,234,104	6,363	1,240,467
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,234,104	6,363	1,240,467
歳 出 合 計		1,307,389	10,874	1,318,263

令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,045,304千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		千円 28,967	千円 642	千円 29,609
	1 負担金	28,967	642	29,609
4 国庫支出金		1,971,140	1,877	1,973,017
	2 国庫補助金	341,105	1,877	342,982
8 繰入金		1,684,913	2,913	1,687,826
	1 一般会計繰入金	1,530,407	2,913	1,533,320
歳入合計		10,039,872	5,432	10,045,304

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		212,512	2,805	215,317
	1 総務管理費	55,307	582	55,889
	2 徴収費	11,809	△324	11,485
	3 介護認定審査会費	145,396	2,547	147,943
2 保険給付費		9,657,412	2,627	9,660,039
	2 地域支援事業費	433,147	2,627	435,774
3 基金積立金		108,656	△33	108,623
	1 基金積立金	108,656	△33	108,623
5 諸支出金		60,592	33	60,625
	2 一般会計繰出金	0	33	33
歳 出 合 計		10,039,872	5,432	10,045,304

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）

令和2年度掛川市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	3,145,711千円	176千円	3,145,887千円
第2項 営業外収益	295,630千円	176千円	295,806千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,984,674千円	△381千円	2,984,293千円
第1項 営業費用	2,847,284千円	△381千円	2,846,903千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,254,299千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,251,726千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,140千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,138千円」に、「過年度分損益勘定留保資金835,159千円」を「過年度分損益勘定留保資金832,588千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	1,601,953千円	△2,573千円	1,599,380千円
第1項 建設改良費	1,353,396千円	△2,573千円	1,350,823千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	176,750千円	△2,954千円	173,796千円

令和2年11月18日提出

掛川市長 松 井 三 郎

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

令和2年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
(7) 管路建設事業	1,084,561千円	△1,829千円	1,082,732千円

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,527,851千円	△14,592千円	2,513,259千円
第2項 営業外収益	1,890,802千円	△15,625千円	1,875,177千円
第3項 特別利益	3,118千円	1,033千円	4,151千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	2,010,949千円	△8,682千円	2,002,267千円
第1項 営業費用	1,728,168千円	△4,471千円	1,723,697千円
第2項 営業外費用	271,920千円	△4,211千円	267,709千円

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額804,892千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額804,819千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,386千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,185千円」に、「当年度分損益勘定留保資金265,743千円」を「当年度分損益勘定留保資金271,849千円」に、「利益剰余金処分量463,898千円」を「利益剰余金処分量457,986千円」に、「引継金23,865千円」を「引継金29,799千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,310,423千円	△1,357千円	1,309,066千円
第4項 他会計支出金	201,297千円	△1,357千円	199,940千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,115,315千円	△1,430千円	2,113,885千円

第1項 建設改良費	1,189,440千円	△1,829千円	1,187,611千円
第2項 企業債償還金	925,875千円	399千円	926,274千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	111,033千円	△6,009千円	105,024千円

第5条 予算第10条に定めた補助金の金額「578,882千円」を「568,038千円」に改める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	415,113千円	△3,326千円	411,787千円
第2項 営業外収益	345,513千円	△3,326千円	342,187千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	344,137千円	△614千円	343,523千円
第1項 営業費用	309,735千円	△611千円	309,124千円
第2項 営業外費用	30,342千円	△3千円	30,339千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度分損益勘定留保資金29,481千円」を「当年度分損益勘定留保資金31,934千円」に、「利益剰余金処分額70,791千円」を「利益剰余金処分額68,338千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,014千円	56千円	2,070千円
第1項 他会計支出金	1,974千円	56千円	2,030千円
	支	出	
第1款 資本的支出	102,286千円	56千円	102,342千円
第1項 企業債償還金	102,286千円	56千円	102,342千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	7,908千円	△500千円	7,408千円

第4条 予算第8条に定めた補助金の金額「95,227千円」を「94,725千円」に改める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

議案第129号

令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	213,253千円	22千円	213,275千円
第2項 営業外収益	119,866千円	22千円	119,888千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	209,656千円	31千円	209,687千円
第1項 営業費用	191,482千円	34千円	191,516千円
第2項 営業外費用	14,705千円	△3千円	14,702千円

第2条 予算4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	897千円	57千円	954千円
第1項 他会計支出金	897千円	57千円	954千円
支 出			
第1款 資本的支出	40,763千円	57千円	40,820千円
第1項 企業債償還金	40,763千円	57千円	40,820千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	4,208千円	35千円	4,243千円

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額「29,982千円」を「30,007千円」に改める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松 井 三 郎

議案第130号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後

(期末手当)

第6条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

(期末手当)

第6条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第131号

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 4 (略)</p>

第2条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第132号

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p>

2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第133号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 3～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略) 3～6 (略)</p>

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後

<p>(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～6 (略)</p>
--	---

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p>	<p>(給与条例等の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p>

(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」とする。

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。))とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の</u></p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。))とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

165」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第134号

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の一部改正について

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例（平成26年掛川市条例第2号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の一部を改正する条例

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例（平成26年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市税外収入金の延滞金に関する条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第135号

掛川市公共下水道事業負担金条例等の一部改正について

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市公共下水道事業負担金条例等の一部を改正する条例

(掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正)

第1条 掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
<p>5 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>5 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

(掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年掛川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分

に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

（掛川市戸別浄化槽条例の一部改正）

第3条 掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
--	---

（掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正）

第4条 掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パー</p>

割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

セントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第5条 掛川市準用河川占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
<p>4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に</p>	<p>4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

は、年7.3パーセントの割合)とする。

(掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正)

第6条 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例(平成24年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
6 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>	6 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあっては <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあっては <u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の掛川市公共下水道事業負担金条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の掛川市戸別浄化槽条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の掛川市道路占用料等徴収条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の掛川市準用河川占用料等徴収条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 7 第6条の規定による改正後の掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第136号

掛川市火災予防条例の一部改正について

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（燃料電池発電設備）</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第63条第13号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（急速充電設備）</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（燃料電池発電設備）</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第24条並びに第63条第14号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第17条第1項（第9号を除く。）並びに第18条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（急速充電設備）</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合</u>にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材</p>

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにおいては、当該蓄電池について次に掲

料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにおいては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにおいては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにおいては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにおいては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) (略)

(14) (略)

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 水素ガスを充てんする気球

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号並びに第2項(屋外に設けるもの(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。))に限る。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) 水素ガスを充填する気球

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の掛川市火災予防条例第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

字の区域の変更について（板沢地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

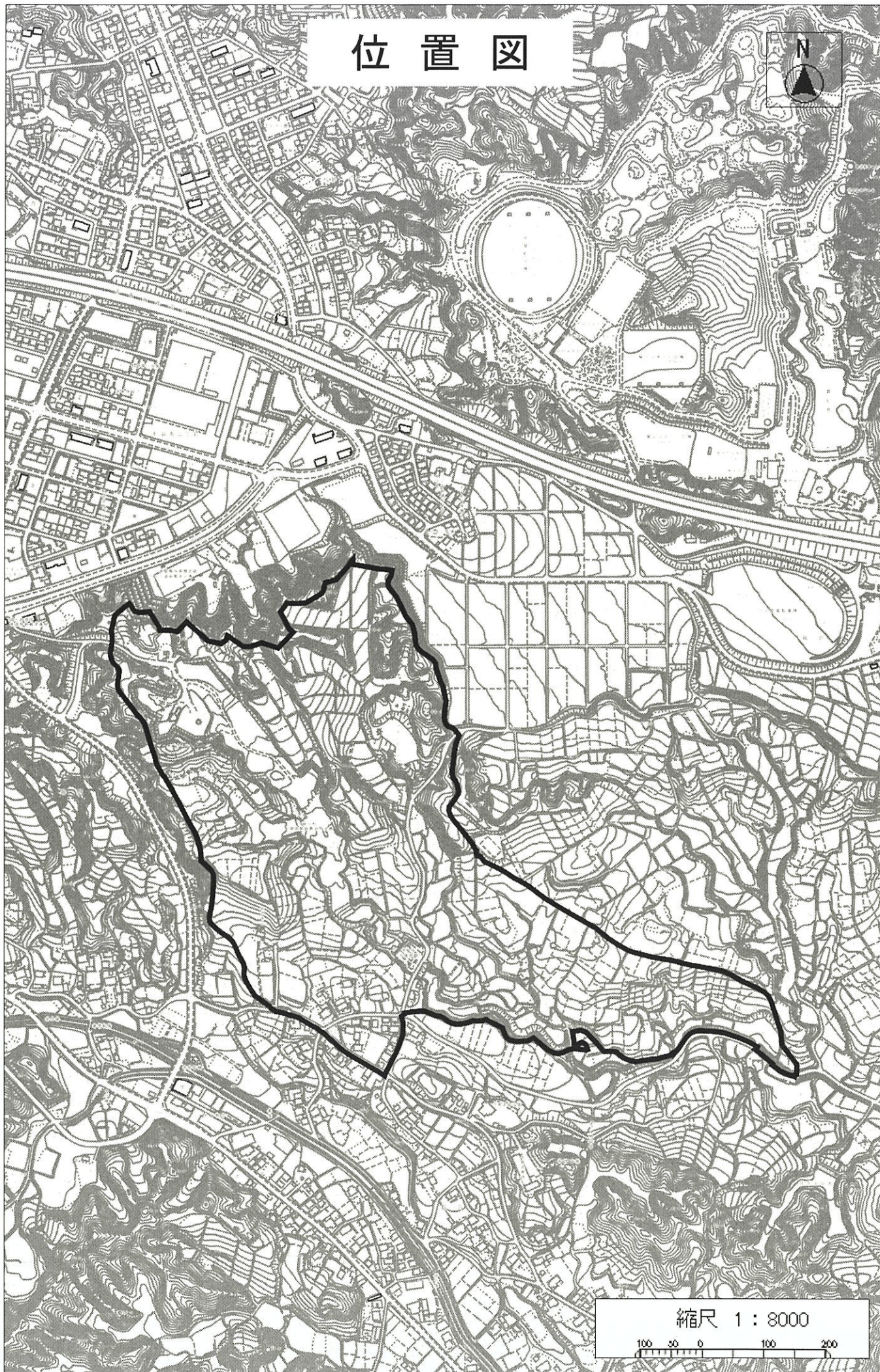
令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

1 大字板沢字板沢山に編入する区域

大字板沢字姥ヶ沢291の1、291の2、291の6、293、294、295の2、295の4、295の5、302の2、302の3、303から306まで、307の1、307の2、308から310まで、311の1から311の3まで、大字板沢字諏訪ノ原367の11から367の13まで、367の23から367の29まで、大字板沢字坂下401、402の1、402の3、422、大字板沢字諏訪ノ沢403から406まで、407の1から407の4まで、408、409の1、409の2、411、413から415まで、大字板沢字女首り416の1から416の3まで、大字板沢字長沢417の1、417の2、418、419の1から419の3、420の1、420の2、421、大字板沢字柳沢423、424、436から440まで、441の1から441の3、442の1、442の2、443の1から443の3まで、444の1から444の4まで、445、大字板沢字柳沢小谷425から429、大字板沢字中山430から435まで

位置図



縮尺 1 : 8000

100 50 0 100 200

字界変更図（変更前）



凡 例	
大字界	- - - -
小字界

字界変更図（変更後）

大字 板沢

字 板沢山

大字 杉谷

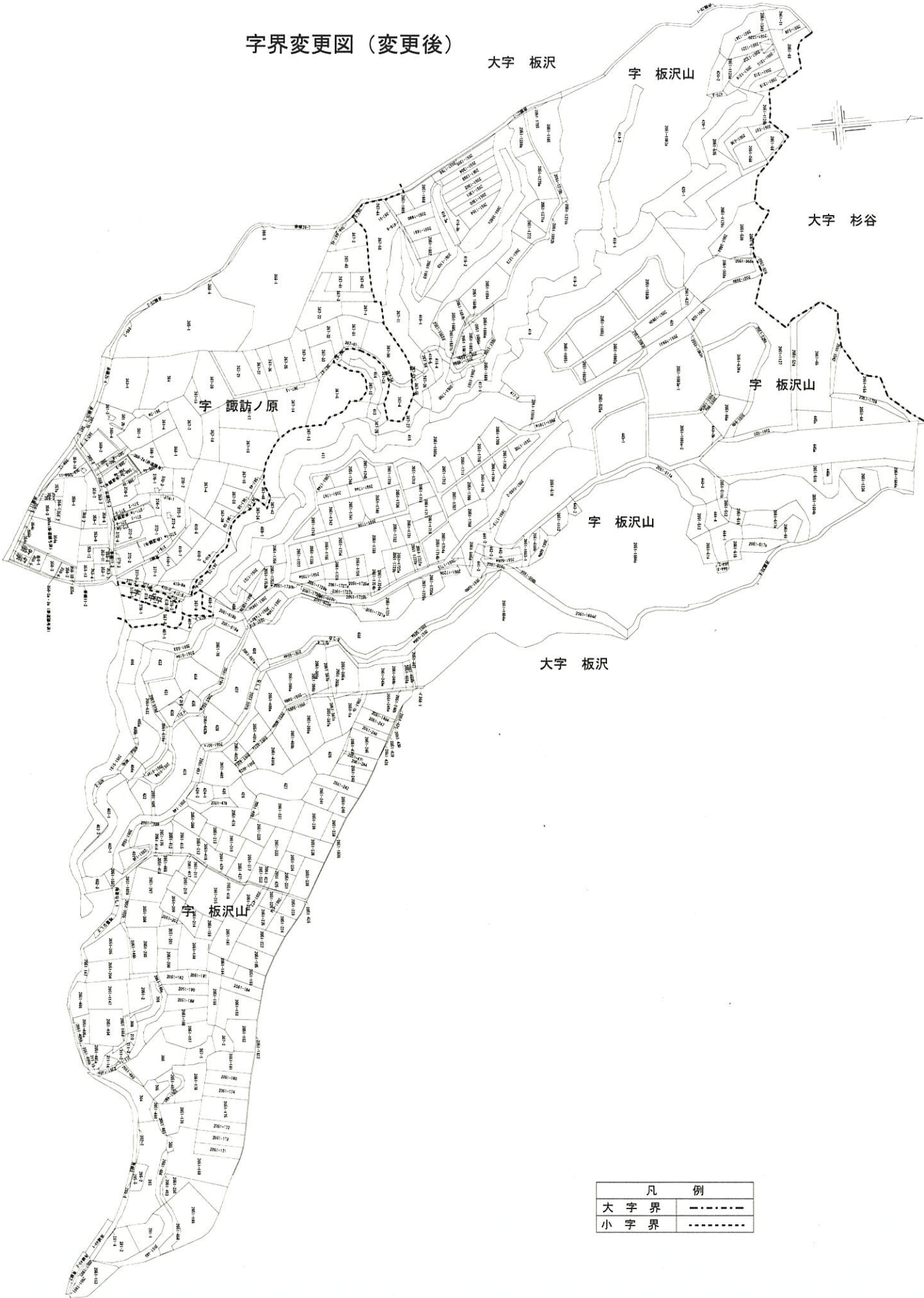
字 板沢山

字 板沢山

大字 板沢

字 諏訪ノ原

字 板沢山



凡 例	
大字界	— — — — —
小字界	- - - - -

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

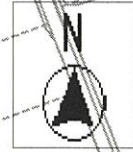
No.	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	病院北通り支線	杉谷南一丁目15-1	杉谷南一丁目15-27	
2	一丁田海老田1号支線	下垂木字一丁田1880-1	下垂木字一丁目1886-1	
3	一丁田海老田2号支線	下垂木字一丁田1882-1	下垂木字一丁田1880-2	
4	一丁田海老田3号支線	下垂木字一丁田1883-5	下垂木字一丁田1883-1	
5	一丁田海老田4号支線	下垂木字大苗代20-1	下垂木字大苗代23-4	
6	一丁田海老田5号支線	下垂木字大苗代21-1	下垂木字大苗代21-3	

市道認定路線図

病院北通り支線



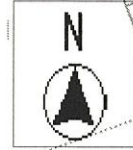
市道認定路線図



一丁田海老田1号支線

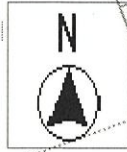


市道認定路線図



一丁田海老田2号支線

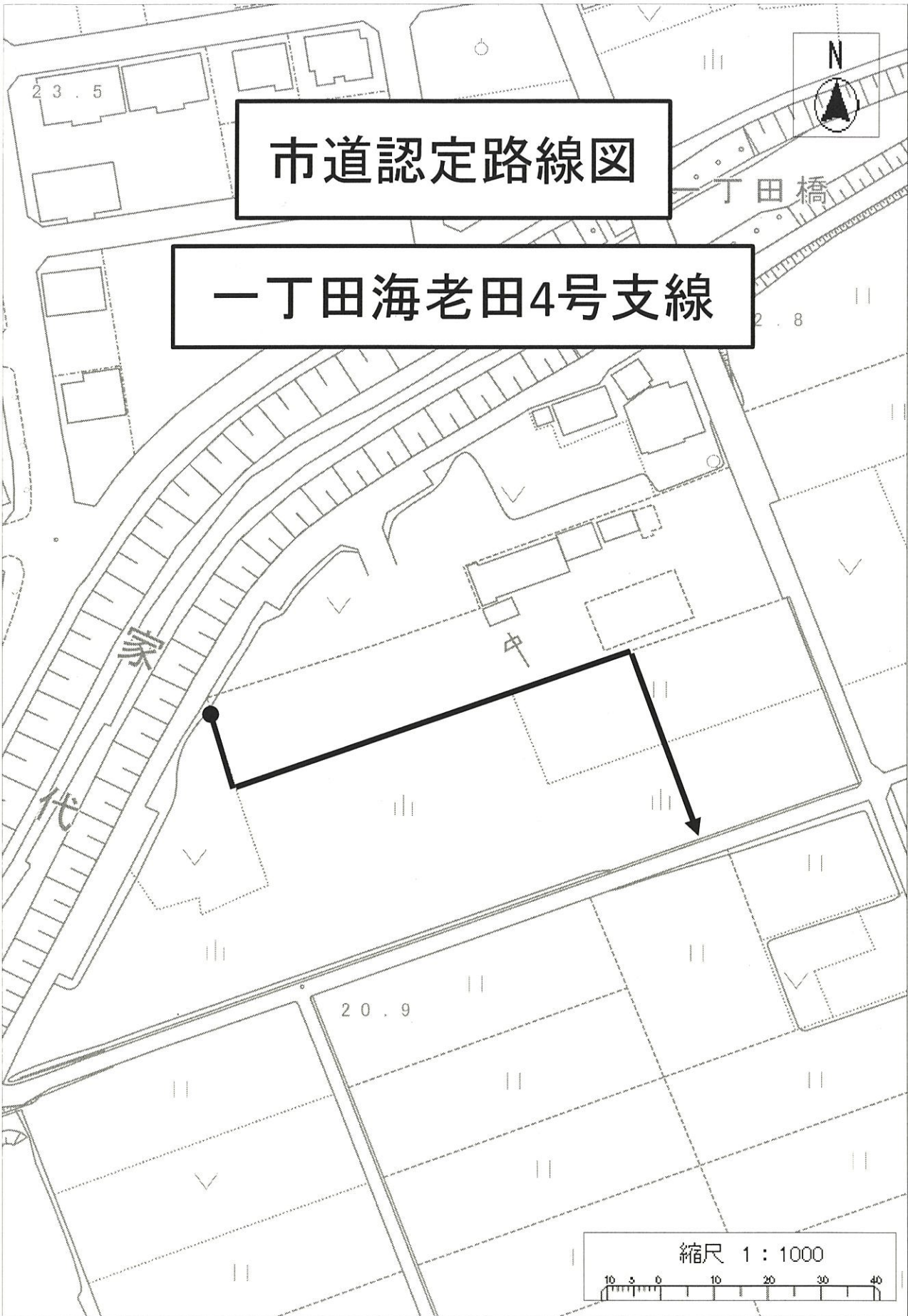




市道認定路線図

一丁田海老田3号支線

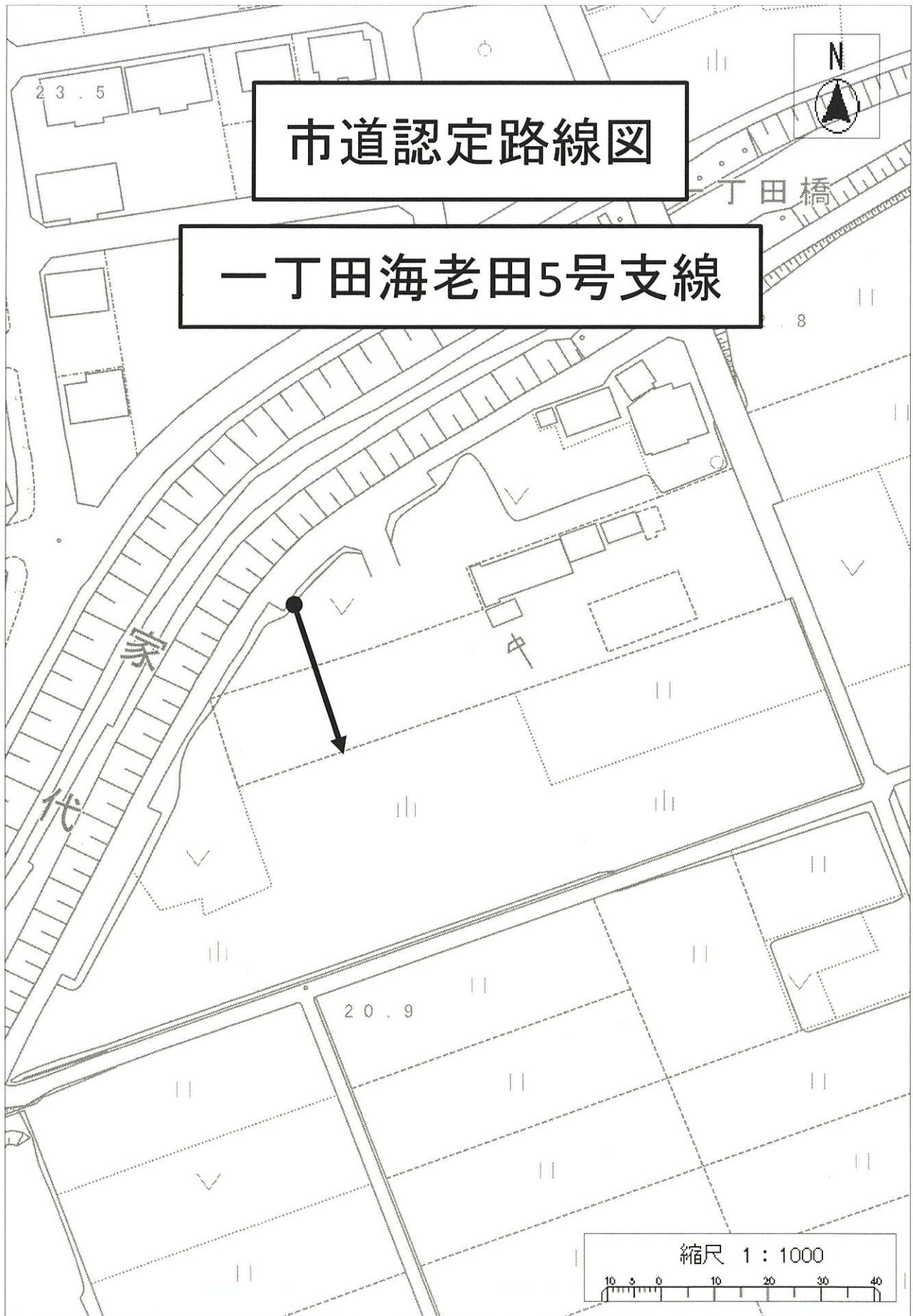




市道認定路線図

一丁田海老田4号支線

縮尺 1 : 1000
10 5 0 10 20 30 40



議案第139号

掛川市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり変更する。

令和2年11月18日提出

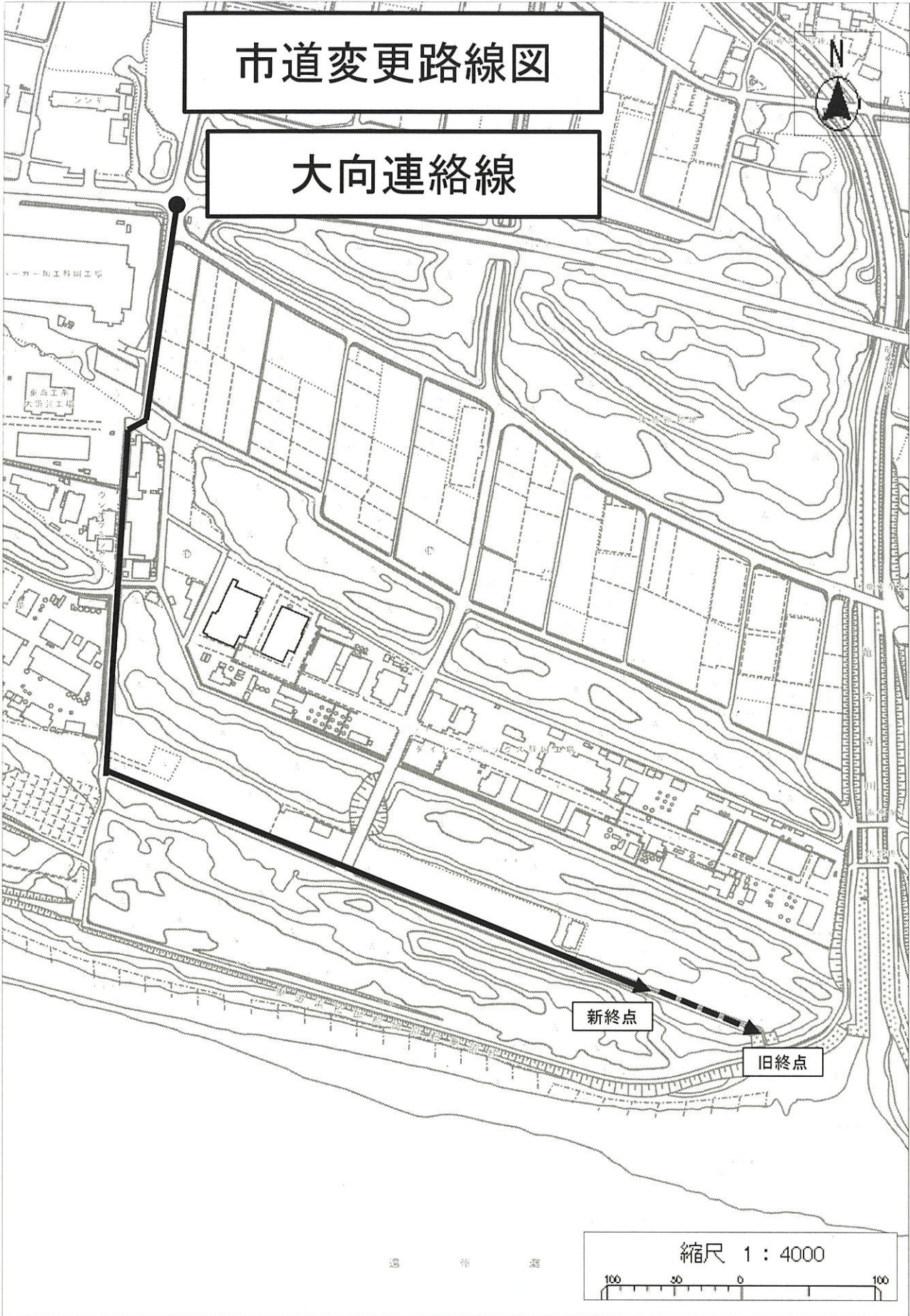
掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

No.	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
1	大向連絡線	旧	浜野字大之浦 2940-95	旧	浜野字大之浦 3156-4	
		新	浜野字大之浦 2940-95	新	浜野字大之浦 4002-1	

市道変更路線図

大向連絡線



公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ききょう荘）

掛川市ききょう荘条例（平成17年掛川市条例第107号）第8条第2項の規定により、掛川市ききょう荘の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市ききょう荘	掛川市大池648番地	社会福祉法人掛川社会福祉事業会 理事長 加藤 一司	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第141号

公の施設の指定管理者の指定について（森林果樹公園）

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）第25条第2項の規定により、森林果樹公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
森林果樹公園	浜松市中区鍛冶町 319番地の28	遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 河野 延之	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第142号

専決処分の承認を求めることについて（反訴の提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、反訴の提起について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年11月18日提出

掛川市長 松井三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、反訴の提起について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月23日提出

掛川市長 松 井 三 郎

反訴の提起について

損害賠償請求事件に対し、下記のとおり反訴を提起する。

記

- 1 当事者 反訴原告（本訴被告） 掛川市
反訴被告（本訴原告） 有限会社サンケイ開発
- 2 事件名 所有権移転登記抹消請求反訴事件
(本訴事件名 損害賠償請求事件 事件番号 令和2年(ワ)第479号)

3 反訴請求の原因及び趣旨

反訴原告（本訴被告）は、平成30年3月23日に、反訴被告（本訴原告）に対して、市が所有する別紙物件目録記載の土地を1,001万8,080円で売り渡す旨の売買契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

反訴被告（本訴原告）は、同月26日に代金1,001万8,080円を反訴原告（本訴被告）に支払い、反訴原告（本訴被告）は、同月30日付けで反訴被告（本訴原告）に対する本件土地の所有権移転登記を行った。

しかし、本件土地は行政財産であり、地方自治法第238条の4第1項、第6項により、本件契約は無効である。

以上から、反訴原告（本訴被告）は、反訴被告（本訴原告）に対して、本件土地の所有権に基づき、本件土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求める。

別紙

物 件 目 録

1 土地

所 在 掛川市家代の里一丁目

地 番 20番10

地 目 原野

地 積 3,092㎡